

平成 2 5 年 1 月 1 0 日

衆議院議員 ○○ ○○ 様

北海道市長会長
全国市長会北海道支部長
石狩市長 田 岡 克 介

「平成 2 5 年度都市税制改正に関する意見」の実現方について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職には、日頃より当会の事業運営にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、政府・与党において、明年度税制改正に向けて積極的な議論がなされておりますが、全国市長会において「平成 2 5 年度都市税制改正に関する意見」を決定いたしましたので、その実現が図られますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

車体課税及びゴルフ場利用税に関する税収への影響額

○車体課税＜エコカー減税導入前＞（平成１９年度決算額）

	（全 国）	（道内市町村）
・自動車重量税の廃止（譲与税）	▲ 3, 6 9 2 億円	▲ 2 7 5 億円
・自動車取得税の廃止（交付金）	▲ 2, 9 6 0 億円	▲ 1 1 4 億円
計	▲ 6, 6 5 2 億円	▲ 3 8 9 億円①

○車体課税（平成２４年度予算・地財ベース）

	（全 国）	（道内市町村）
・自動車重量税の廃止（譲与税）	▲ 2, 8 8 4 億円	▲ 2 1 3 億円
・自動車取得税の廃止（交付金）	▲ 1, 4 9 1 億円	▲ 7 1 億円
計	▲ 4, 3 7 5 億円	▲ 2 8 4 億円②

○ゴルフ場利用税（平成２２年度決算額）

	（全 国）	（道内市町村）
・ゴルフ場利用税の廃止（交付金）	▲ 3 8 4 億円	▲ 1 4 億円③

【 影響額総計 】

＜エコカー減税導入前＞	（全 国）	（道内市町村）
総 計（①＋③）	▲ 7, 0 3 6 億円	▲ 4 0 3 億円

＜平成２４年度予算・地財ベース＞	（全 国）	（道内市町村）
総 計（②＋③）	▲ 4, 7 5 9 億円	▲ 2 9 8 億円

「平成 25 年度都市税制改正に関する意見」の実現方について

政府・与党において、平成 25 年度税制改正に向けて本格的な議論が行われますが、本会が去る 8 月にとりまとめた「平成 25 年度都市税制改正に関する意見」について、その実現が図られるとともに、特に、以下の事項については、確実に措置されるよう強く要請します。

1. 車体課税について、自動車重量税の税収の約 4 割が譲与税として、自動車取得税の税収の約 7 割が交付金として、それぞれ市町村に配分されており、両税は都市自治体にとって貴重な財源となっている。

仮に、両税が廃止されれば、さらに厳しい財政状況となることから、代替財源を講じることなしに一方的な廃止は受け入れることはできず、市町村の財源配分の仕組みを含め現行制度は堅持すること。

2. 住宅取得対策として住宅借入金等特別控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行うべきものであり、仮に、個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任において全額措置すること。

3. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。

4. ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する大変貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

5. 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の 5 % を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。

平成 24 年 12 月

全 国 市 長 会

平成25年度都市税制改正に関する意見の実現方について

1. 車体課税の維持確保

◎平成24年度（予算・地財ベース）

自動車重量税（国税） 7,032億円	約4割	自動車重量譲与税（市町村分） 2,884億円
自動車取得税（県税） 2,068億円	約7割	自動車取得税交付金（市町村分） 1,491億円

廃止されると
4,375億円
の減収

☆エコカー減税導入前の平成19年度決算では**6,652億円**の減収

（内訳：自動車重量譲与税：3,692億円、自動車取得税交付金：2,960億円）

極めて厳しい都市自治体の財政状況の観点から、**代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。**

2. 住宅取得対策としての住宅借入金等特別税額控除の見直し

＜現行の住宅借入金等特別税額控除制度＞
所得税から控除しきれない方に対して税源移譲
の範囲内で控除
⇒ **これによる減収額は特例交付金により
全額措置されている。**

所得税の補完的な
役割との位置づけ

住宅取得対策として住宅借入金等特別税額控除制度の延長等を検討するに当たって、**国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行うべきものであり、仮に、個人住民税に影響を及ぼす場合にあつては、その減収補てんについて、国の責任において全額措置すること。**

平成25年度都市税制改正に関する意見の実現方について（2）

3. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

国：「地球温暖化対策のための課税の特例」（石油石炭税に002排出量に応じた税率を上乘せ）

地方：財源確保の仕組みについては構築されていない。



「平成25年度実施に向け地方公共団体の財源確保の仕組みを確立することが必要」と「平成24年度税制改正大綱」において言及。

地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

4. ゴルフ場利用税の現行制度堅持

◎ ゴルフ場利用税の税収：税収額 546億円（平成22年度決算額）



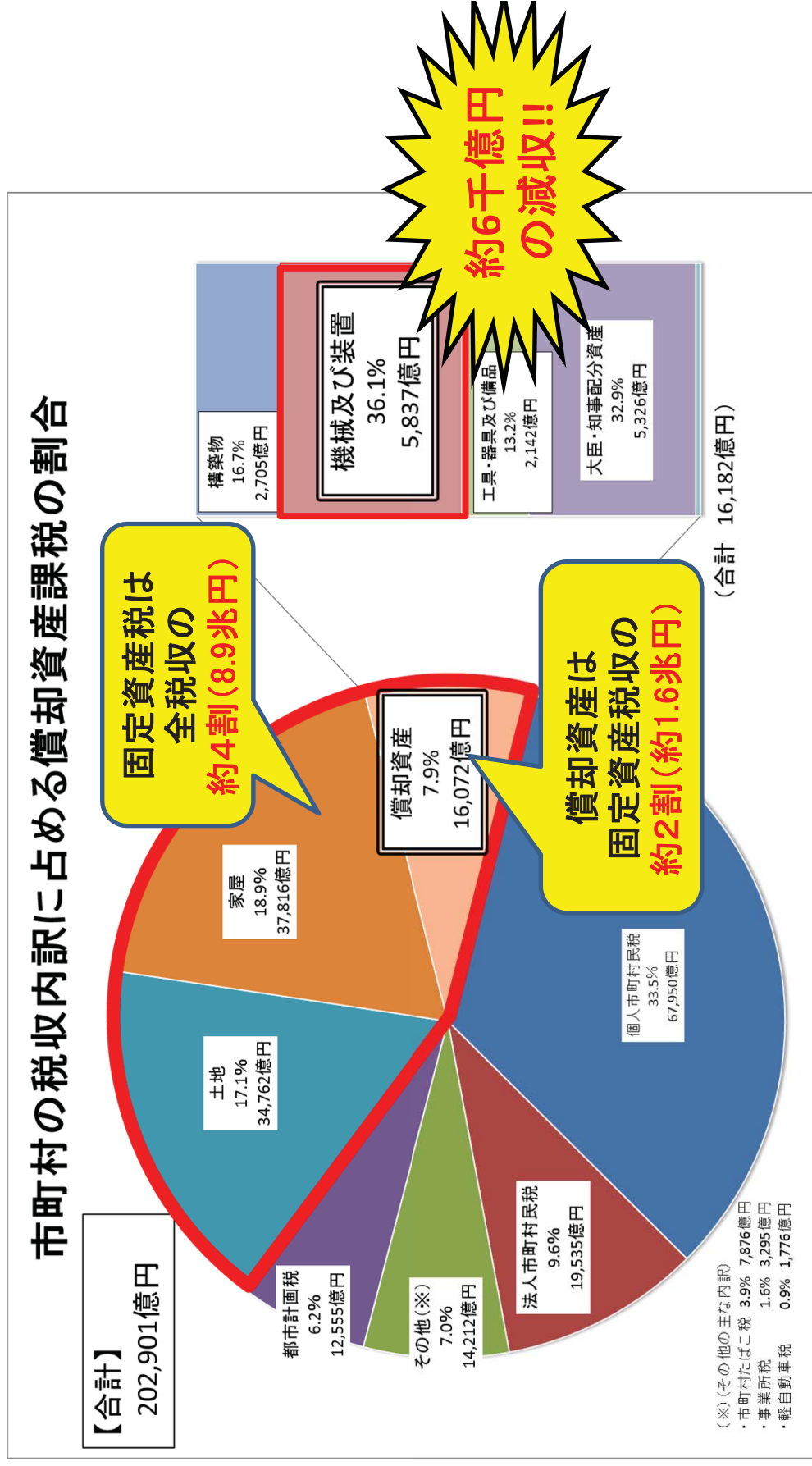
ゴルフ場が所在する市町村への交付額
384億円

都道府県分

ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

平成25年度都市税制改正に関する意見の実現方について（3）

5. 償却資産に対する固定資産制度の堅持



- (注) 1 円グラフは平成22年度地方財政状況調査による。税額は、超過課税分を含む。
 2 棒グラフは平成22年度概要調査の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産の種類ごとの課税標準額に1.4%を乗じて算定。
 3 このため償却資産の税額の合計は、円グラフの合計額と一致しない。
 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする、**現行制度を堅持すること。**